

令和 3 年度

第 3 回 第一農地部会定例会議事録

令和 3 年 6 月 3 0 日 (水)

ユートピアくびき希望館 2 階 第 3 会議室

令和3年度第3回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和3年6月30日（水）午後1時30分

場 所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰	14番 清水 強
15番 牧繪 雄一郎	23番 久保埜 徳雄	

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
高島 真一	藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司
平野 宏一	齊藤 啓治	白滝 光彦	清水 増彦
小林 正義	綿貫 一成	高宮 文男	松本 香

2 欠席委員

(1) 農業委員

折笠 正勝

(2) 農地利用最適化推進委員

小林 政秋

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	次長	松縄 浩一
	係長	橋立 理
中郷区駐在室	主任	野坂 公子
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	主任	高橋 理彦

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 古川 政繁      14番 清水 強

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について
- 議案第2号 農地法第3条許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第6号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第4号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(清里区)

- 報告第1号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

## 5 会 議

議長	これより第3回第一農地部会を開催します。
議長	<b>&lt;資格審査&gt;</b> 本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、11人出席、1人欠席で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席16人、欠席1人です。
議長	<b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。 議席番号6番 古川 政繁 委員、議席番号14番 清水 強 委員の両名を指名します。 議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章を唱和します。
一同	<b>&lt;上越市農業委員会憲章の唱和&gt;</b> (憲章を唱和)
議長	それでは、議案の審議に入ります。推進委員の皆さんには議決権はありませんが意見、質問をすることができますので、積極的に意見等を述べてください。 合併前上越市からです。
議長	<b>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</b> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号100番から102番までの3件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号100番から102番までの3件の届出書を受理したので報告します。 受理した3件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「借人と再契約」1件、「休耕」2件です。 このうち、番号100番については、賃料の改定を行うに当たり、各筆の契約の終期が異なっていることから、一旦解約し、新たな賃料及び統一された期間で契約し直すものです。 また、番号101番及び102番については、借人と貸人が賃料を含め、折り合いが悪く、契約の継続が困難であることから解約にいたったものです。 関連議案があるものは備考欄に記載しています。 以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号の3件を承認します。
	<b>&lt;報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</b>
議長	報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号48番から58番までの11件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	2頁、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号48番から58番までの11件の届出書を受理したので報告します。 転用目的は、「一般個人住宅」7件、「駐車場」1件、「敷地拡張」1件、「宅地造成」1件、「建売住宅」1件の計11件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	番号49番は使用貸借権の設定となっておりますが、親子間の契約でしょうか。
(事務局) 橋立	親子間の契約です。
議長	他に質問ありませんか。
議長	質問等がないようですので、報告第2号の11件を承認します。
	<b>&lt;報告第3号「農用地利用集積計画変更について」&gt;</b>
議長	報告第3号「農用地利用集積計画変更について」、番号2番及び3番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	4頁、報告第3号「農用地利用集積計画変更について」、番号2番及び3番の2件の届出書を受理したので報告します。 ともに賃借料の減額に伴う変更です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議長	特に質問等がないようですので、報告第3号の2件を承認します。
議長	<p><b>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」&gt;</b></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号1番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>5頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号1番の1件を説明します。</p> <p>この案件は、岡原地内の農地8筆の所有権移転について、令和2年10月の農地部会で上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することが決定された案件です。</p> <p>11月10日の公告後、所有権移転の登記に当たり、当該案件中、抵当権が設定されていた2筆について、抵当権抹消の手続きのため、譲受人が、譲渡人と半年間折衝を進めていましたが、抵当権者から抹消の同意を得られず、当該案件を取り消すものです。</p> <p>なお、来月の農地部会において抵当権が設定された筆を除いた農地について、改めて、所有権移転の案件を上程する予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	抵当権が抹消される目途はあるのでしょうか。
(事務局) 橋立	抵当権者の相続人の間で相続の争いがあり、目途は立っていません。
金子委員	抵当権が設定されている土地が農地以外の用途に転用される懸念はありませんか。
(事務局) 橋立	対象となっている農地は農振農用地内の農地であり、他用途への転用は許可されません。
議長	他に質問ありませんか。
議長	<p>質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画取消しを市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」&gt;</b></p> <p>議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 6 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>6 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 6 番の 1 件を説明します。</p> <p>譲渡人の離農に伴い、譲受人が自宅に隣接している申請農地を取得するものです。別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」&gt;</b></p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 12 番から 15 番までの 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>7 頁、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 12 番から 15 番までの 4 件です。</p> <p>番号 12 番及び 13 番は、「一般個人住宅」を建築するものです。それぞれ位置図及び土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>番号 12 番は、親と同居している申請者が、結婚を機に大字富岡地内の申請農地を取得し、住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第</p>

2種に該当し、転用可能です。

工期は許可日から令和3年12月31日までです。

土地利用計画は住宅及びカーポートで、所要面積は隣接する宅地を含め、合計272.24㎡、建築面積は105.23㎡で建ぺい率は38.65%となり、妥当と判断しました。

番号13番は、現在、アパートに居住している申請者が、生活や子育てのため、実家近くの大字灰塚地内の申請農地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。

工期は令和3年7月15日から令和3年10月31日までです。

土地利用計画は住宅1棟、所要面積は申請面積522㎡、建築面積は110.96㎡で建ぺい率は21.26%となります。

基準の22%を満たしませんが、分筆しても、狭隘な土地となり利便性が低く耕作困難な農地となることからやむを得ないと判断しました。

ともに都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号14番は、大字大豆地内の申請農地に天然ガスパイプライン保安施設を建設するものです。12頁に位置図、13頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者が設置した既存施設の老朽化に伴い、施設の更新及び上越市ガス春日山供給所への安定的ガス供給方式への変更のため、申請農地を取得し、保安施設を建築するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりがない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

工期は令和3年9月1日から令和4年11月30日までです。

土地利用計画は、バルブ室、ガス放散塔、ドリップタンクで建築面積は46.6㎡です。保安施設に必要な設備であることから妥当と判断しました。

都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号15番は、大字下吉野地内の農地に「資材置場、看板製作場」を設置するものです。14頁に位置図、15頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、市街地にて広告業を営んでいますが、看板の作成に当たり、溶剤の使用や保管を行うため、周辺の住宅に影響がない市街地から離れた申請農地を資材置場として取得するものです。

申請農地は、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、市街地に設置することが困難又は不適當な施設に該当するものであり、許可は可能となります。



	<p>工期は許可日から令和3年7月31日までです。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</b></p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定13件、利用権移転なし、所有権移転3件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号412番から414番までの3件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>17頁、議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号412番から414番までの3件を説明します。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、3件、田33筆13,683㎡、畑2筆115㎡です。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>続いて、利用権設定、番号399番から411番までの13件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>18頁から20頁まで、利用権設定、番号399番から411番までの13件を説明します。</p> <p>内訳は、利用権を設定する土地、3年以内5件、3年超6年以内1件、6年超10年</p>

	<p>以内 7 件、合計 13 件、田 57 筆 84,372 m<sup>2</sup>、畑 2 筆 979 m<sup>2</sup>です。</p> <p>また、番号 406 番及び 407 番の新規案件ですが、譲受人は 15 年程前から藤巻地内で耕作を行っていますが、当該案件について利用権の設定が漏れ落ちていたことから、この度、改めて設定するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</b></p> <p>議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定 4 件、権利の移転 1 件を上程します。</p> <p>はじめに、権利の設定、番号 55 番から 58 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>22 頁、議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、番号 55 番から 58 番までの 4 件を説明します。</p> <p>内訳は、権利を設定する土地、10 年超 4 件、田 16 筆 21,573 m<sup>2</sup>、畑 2 筆 115 m<sup>2</sup>です。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>なお、番号 55 番については、ほ場整備が予定されていることから期間が他の案件より長くなっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	続いて、権利移転、番号 59 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	23 頁、権利の移転、番号 59 番の 1 件を説明します。 耕作の利便性の向上のため、権利を移転し、集約化するものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	賃借料及び期間はどのようなのでしょうか。
(事務局) 橋立	移転前の契約が引き継がれます。
議長	他に質問ありませんか。
議長	質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。
議長	<b>&lt;議案第 6 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」&gt;</b> 議案第 6 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 15 件を上程します。担当課の説明を求めます。
(農政課) 布施	24 頁、議案第 6 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 15 件の意見照会です。 特徴的なプランについて、説明します。 25 頁をご覧ください。上程しました 15 プランのうち番号 4 番以外の 14 プランが

	<p>中心経営体への集積が進んでおり、集積面積が区域内農地面積の過半を超えています。なお、4番ではほ場整備が計画されており、これを機に中心経営体への集積が進む予定となっています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の担当課の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
金子委員	<p>ほとんどの地区で将来の経営面積が現状よりも増えています、実現可能なのでしょうか。</p>
(農政課) 布施	<p>集落で話し合われて作られたもので、これを目標としており、途中で変更があれば見直しを行う予定です。</p>
議長	<p>他に質問ありませんか。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>議案第6号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、「意見なし」として意見決定します。</p>
議長	<p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7102番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>1頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7102番の1件を説明します。</p> <p>本案件は、共有名義人の4名全員が県外で、また、高齢であるため、近くに住む譲受人に承諾を得られたことから、譲渡するものです。</p> <p>別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
	<p><b>&lt;議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</b></p>
議長	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定1件、利用権移転なし、所有権移転なしを上程します。</p> <p>利用権設定、番号7135番の1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>3頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号7135番の1件を説明します。</p> <p>内訳は、利用権を設定する土地、3年以内1件、田1筆2,613㎡です。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>

議長	<p><b>&lt;議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</b></p> <p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定1件、権利の移転なしを上程します。</p> <p>権利の設定、番号7110番の1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>5頁、議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、番号7110番の1件を説明します。</p> <p>内訳は、権利を設定する土地、5年以上10年以内1件、田4筆5,569㎡です。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>9月1日からの賃借だと今年の作付けはできないが、小作料はどうなるのでしょうか。</p>
(中郷区) 野坂	<p>今年は既に譲受人が作付しており、事務手続が遅れたものです。</p>
議長	<p>他に質問ありませんか。</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p> <p><b>&lt;議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」&gt;</b></p> <p>議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区3件の実質化された人・農地プランを上程します。担当課の説明を求めます。</p>

<p>(中郷区) 野坂</p>	<p>6 頁、議案第 4 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 3 件です。</p> <p>今回は、「1 実質化された人・農地プラン」について、番号 1 番から 3 番までの 3 件の意見照会です。</p> <p>今回の実質化された人・農地プラン案について、説明します。</p> <p>1 番の宮野原地区は、既存のプランですすでに地区内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域です。</p> <p>2 番、稲荷山地区と 3 番、岡川地区は、耕作者や後継者が不足していますが、集落内や地区外の隣接集落等からの入り作を希望する農業者の受け入れを促進し、集約していく計画です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、「意見なし」として意見決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」&gt;</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7501 番及び 7502 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7501 番及び 7502 番の 2 件を説明します。</p> <p>申請人は、昨年 11 月に板倉区へ移住し、新規就農として申請農地を取得するものです。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>なお、申請農地は寺野地区であり、下限面積は 30a です。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」&gt;</b></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7501番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>2頁、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7501番の1件です。</p> <p>本件は、板倉区曾根田地内の農地に「駐車場、重機置場、堆雪場」を設置するものです。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、石油販売、土木建築業を営んでいますが、現在の会社敷地では従業員の駐車場や重機置場、冬期間の堆雪場に十分なスペースが確保できないことから、会社敷地に隣接する当該農地を取得し、不足の解消を図るものです。</p> <p>申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。</p> <p>工期は令和3年7月1日から令和3年10月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、駐車場、重機置場、堆雪場、通路であり、妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>



	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</b></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定5件、利用権移転なし、所有権移転なしを上程します。</p> <p>利用権設定、番号7643番から7647番までの5件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>6頁から7頁まで、議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号7643番から7647番までの5件を説明します。</p> <p>内訳は、利用権を設定する土地、3年超6年以内3件、6年超10年以内2件、合計5件、田13筆10,527㎡です。</p> <p>また、番号7646番は、これまで板倉区内に嫁いだ娘が夫とともに実家の農地を耕作していましたが、労力不足により、近傍で耕作している農業者へ貸付するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</b></p> <p>議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定2件、権利の移転なしを上程します。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(板倉区) 上原</p>	<p>9 頁から 10 頁まで、議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、番号 7515 番及び 7516 番の 2 件を説明します。</p> <p>内訳は、権利を設定する土地、5 年以上 10 年以内 1 件、10 年超 1 件、合計 2 件、田 4 筆 8,591 m<sup>2</sup>です。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」&gt;</b></p> <p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」、番号 8105 番及び 8106 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(清里区) 近藤</p>	<p>1 頁、報告第 1 号「農用地利用集積計画の変更について」、番号 8105 番及び 8106 番の 2 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>ともに賃借料の減額に伴う変更です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 2 件を承認します</p>

議長	<p><b>&lt;議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</b></p> <p>議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定23件、権利の移転なしを上程します。</p> <p>権利の設定、番号8110番から8132番までの23件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>3頁から6頁まで、議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、番号8110番から8132番までの23件について、説明します</p> <p>内訳は、権利を設定する土地、10年超23件、田127筆136,374.85㎡です。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</b></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定1件、利用権移転なし、所有権移転なしを上程します。</p> <p>利用権設定、番号9532番の1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>2頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号9532番の1件を説明します。</p>

	<p>内訳は、利用権を設定する土地、田 3 筆 2,929 m<sup>2</sup>です。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><b>&lt;その他&gt;</b></p> <p>その他に入ります。事務局から何かありますか。</p>
事務局長	<p>(事務連絡)</p>
議長	<p>他にないようですので、上原職務代理が閉会のあいさつをします。</p>
上原 職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
議長	<p>本日の農地部会を終了します。</p>